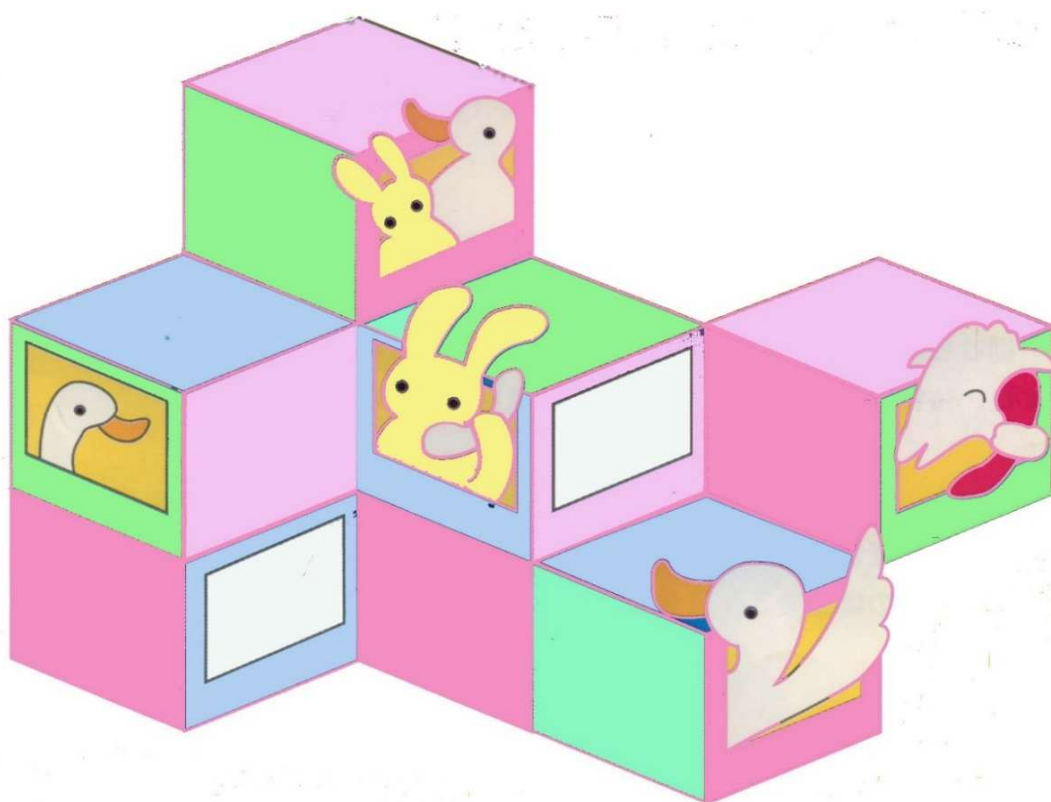


相互援助の 手引き



支えるよ みんなで育む ぐらしきの子

倉敷ファミリー・サポート・センター

開館日：火～日曜日/8:30～17:15 (閉館日：祝日・月曜日・年末年始 12/29～1/3)

〒710-0834 倉敷市笹沖180番地 (ぐらしき健康福祉プラザ1階)

TEL : 086-435-5678

FAX : 086-434-9853

mail : fsc@kgwc.or.jp

ファミサポHP



倉敷ファミリー・サポート・センター 相互援助の手引き

1 ファミリー・サポート事業のしくみは

ファミリー・サポート事業は、地域において、子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人が会員として登録し、センターが仲介することで会員同士の相互援助活動をサポートする事業です。

2 会員の種類は ※入会には、本人確認が必要です。 (運転免許証・マイナンバーカード等の提示)

依頼会員 ……子育ての援助を受けたい人

〔対象〕 *0歳から小学6年生までの子どもを持つ人で、
市内在住、又は市内に勤務をしている人

●退会のお申し出がない限り、末子が小学校6年生まで
自動継続となり、卒業時、自動退会となります。

提供会員 ……子育ての援助を行いたい人

〔対象〕 *市内在住で、子どもを預かることができ、
心身ともに健康で意欲のある人（資格・性別は問わない）
*センターが行う研修に参加できる人

●お申し出があれば、退会となります。

両方会員 ……両方を希望する人

〔対象〕 *依頼・提供会員の両方の会員になることができます。

●末子が小学校を卒業すると、自動的に提供会員となります。
お申し出があれば、退会となります。

☆提供会員・両方会員は子育てに関する知識を習得して頂きます。

「基礎研修」「緊急救命講習」「事故防止に関する講習」は、必須講習です。

「サポートに関する安全チェックリスト」を活用しましょう。

趣旨

- ☆ ファミリー・サポート・センターの相互援助活動は、「仕事」ではありません。
有償のボランティア活動です。
- ☆ 依頼会員には、料金のお支払いをして頂きますが、
提供・両方会員のサポートは、料金の発生しない活動も含まれています。
(事前打ち合わせやサポートに関する場所の確認など)
- ☆ **お互いが対等な立場**に立って、信頼関係に基づいて行う活動であることに留意しましょう。



決まり

- ☆ お互いのプライバシー、個人情報の取り扱いには、じゅうぶん注意してください。
- ☆ サポート中の写真撮影については、事前に会員同士で話し合い、両者の合意の上であれば可能です。
ただし、撮影したものをホームページ・ブログ・SNS等にアップロードすることはおやめください。
- ☆ 相互援助活動に関すること以外での勧誘等をご遠慮ください。
- ☆ 子どもを預かる場所は、原則として会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とします。
- ☆ 子どもの引き渡しは、「大人から大人へ」が原則です。
- ☆ 登録内容に変更があった時は、速やかにセンターへ連絡して下さい。
(住所・家族構成・ご出産・子どもの所属 など)
※センターからのお便りが、住所不明で返送された場合、退会処理となります。
- ☆ 車(提供・両方会員の私有車)での送迎をお願いする時、される時は、交通法規・
車内でのマナーを守りましょう。
シートベルトの着用、キーロック・窓ロックをしましょう。飲食は禁止です。
チャイルドシートの着用義務・・・6歳未満 / 着用推奨・・・身長150センチ未満
- ★ 依頼会員へ → 普段から、チャイルドシート・ジュニアシートの使用ができていますか。
- ★ 提供・両方会員へ →

{	私有車の任意保険は加入済みですか。
	チャイルド・ジュニアシートはセンターから貸出をしています。
- ☆ 自転車を使ったサポートは、6歳未満で幼児用座席を設置した場合のみ可能です。
子ども用ヘルメットも着用しましょう。

援助できる内容は

[※援助の内容、地域によっては提供会員が見つからず、お断りする場合があります。]

- * 保育施設までの送迎をすること。
- * 保育施設の保育開始前や終了後、子どもを預かること。
- * 学校の放課後又は放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
- * 保護者等の病気や急用の場合に子どもを預かること。
- ☆ ファミリー・サポート・センターで行う援助はあくまでも補助的なものです。
短時間の援助が必要な時に利用してください。
- ☆ 宿泊保育や家事援助は対象外です。
- ☆ 感染症・インフルエンザ など、伝染性の病気の場合、サポートはできません。

5 報酬の基準は

- 1) 月～金曜日（平日） 7:00～19:00

1時間＝700円



- 2) 土・日曜日・祝日・早朝・夜間・年末年始・病気児童（軽度）

（12/29～1/3）

1時間＝900円

- * 報酬は、依頼会員が直接、提供会員に支払ってください。（月締め・例外あり）
- * 援助時間は、提供会員が自宅を出て、相互援助活動を行い、自宅に戻るまでです。（ただし、合理的な経路に限る。）
- * 提供会員が送迎無しで子どもを自宅で預かる場合は、預かった時から依頼会員が子どもを迎えに来た時までです。
- * 最初の1時間はそれに満たない場合でも1時間とみなします。
（1時間以内は基本料金）1時間経過後は、30分ごとに計算をします。
兄弟姉妹を同時（※1時間以上空く場合は別）にサポートする場合は2人目からは半額です。（基本料金×1.5）
キャンセルした時は、次のとおり依頼会員が支払ってください。
災害事由によるキャンセルには、キャンセル料は発生しません。

- ・前日までのキャンセル → 無料
- ・当日のキャンセル → 報酬予定額の半額（※交通費含まない）
- ・無断のキャンセル → 全額

※ 提供・両方会員がキャンセルする場合がありますが、その際のキャンセル料は発生しません。

【お願い】

- ① 送迎の場合、道路事情による渋滞及び交通事故等、通常のサポートと異なる事案が生じた場合も、活動にかかる時間は料金が発生します。その場合は、必ず双方で確認を取ってください。
- ② 提供・両方会員はサポートのある時間、予定を空けて準備されています。
キャンセル・変更の場合は、なるべく早く伝えるようにしましょう。
- ③ 依頼する日が決まったら、必ずセンターへ連絡してください。
★ 事前打合せ後、サポート日まで間が空く場合←決まり次第、連絡してください。
★ 継続のサポートの場合←毎月の連絡が必要です。

6 報酬以外の支払い



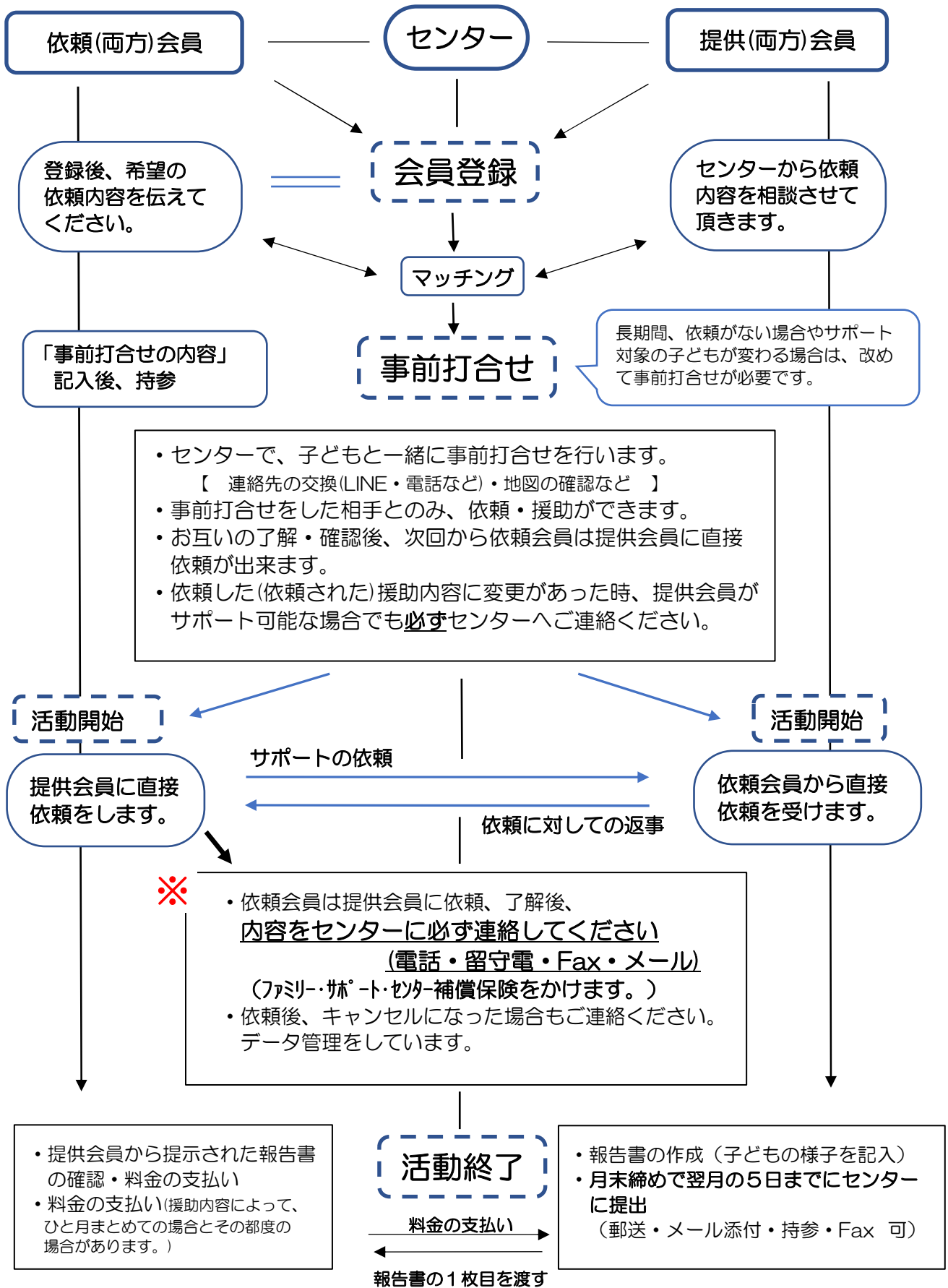
- * 提供会員の車を使う送迎のサポートの場合

交通費（ガソリン代）は下記の通り、依頼会員の実費負担となります。

※ガソリン代実費は、倉敷市の私有自動車公務使用の規定に準じ、
1kmあたり25円の計算になります。（小数点以下は切捨て）

- ・公共交通機関運賃等・食事（ミルク）代・おやつ代・おむつ代等については、提供会員に用意してもらった場合、依頼会員が実費を支払ってください。
しかし、原則として、依頼会員が持参して下さい。（アレルギー等）

7 入会から依頼・援助終了まで



※継続的なサポートの終了、限定的なサポート(産前産後のサポートなど)の終了の際は、センターと事前打合せをした提供・両方会員に必ず連絡をしてください。

※サポート終了時及び退会時には、事前打合せで使用した書類の廃棄(個人情報の漏えい注意)、LINEの削除をお願いします。

8 報酬に対する課税について

ファミリー・サポート・センターの援助活動で得た報酬額（おやつ代、食事代、交通費、おむつ代等の実費は除く）は、税法上「雑所得」となります。

9 センターの講習会・交流会

※子育ての援助を行うために必要な知識を習得して頂きます。

主に、援助を行う会員(提供・両方会員)に向けての講習内容ですが、「基礎研修」以外ご希望があれば参加可能です。

いずれの場合も予約の上、参加してください。

- 基礎研修**（提供・両方会員のための基礎研修。入会后、必ず1回は受講して下さい）
子育ての援助を行うための基本的な内容、報告書の書き方、ヒヤリハットの共有など

必須講習とは

提供・両方会員は入会后、5年以内に「緊急救命講習」から1回、「事故防止講習」から1回、計2回の受講が必須化されています。
ミニ交流会、フォローアップ研修の中から「必須講習」に該当する講習を受講して下さい。

- ミニ交流会**（※必須講習内容を含む）

- フォローアップ研修**（※必須講習内容を含む）

- 全体交流会**（対象：全会員とその子ども）

遊びや話し合いの会など情報交換の場を通して会員同士の親睦を図ります。

10 入会にあたって

サポート中は何かおこるかわかりません。
センターとしては、下記の対応となります。

会則(第10条-第2項より)

会員は、相互援助活動中に事故が生じた場合は、速やかにセンターへ連絡しなければならない。

しかし、解決は当該相互援助活動の当事者である会員相互間においてするものとする。

※ センターの趣旨と決まりをご理解の上ご利用ください。